



準中型免許の新設 (平成29年3月12日 改正道路交通法施行)

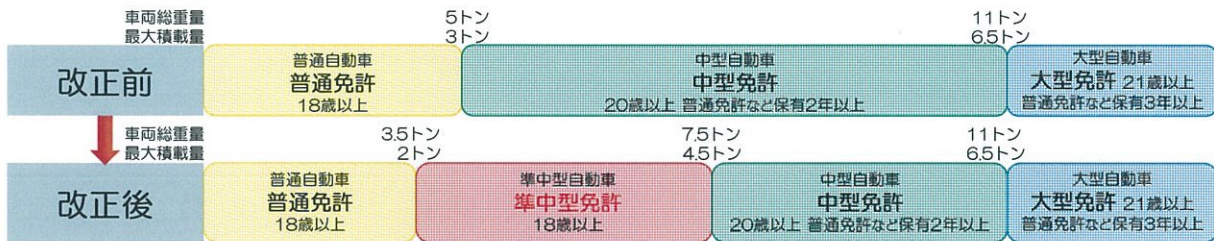
18歳から取得できる「**準中型免許**」が新設され、従来に比べ、運転できる自動車の範囲が広がりました。

従来の普通免許では、最大積載量が2トン程度のトラックでも、保冷設備やパワーゲート等を架装し車両総重量が5トンを超えると運転することはできませんでした。

準中型免許は普通免許を受けていなくても取得可能で、車両総重量7.5トン未満かつ最大積載量4.5トン未満で乗車定員10人以下の自動車を運転することができます。

準中型自動車の高速自動車国道における法定最高速度は普通自動車と同じ時速100キロです。
準中型自動車の「反則金」「放置違反金」は中型・大型自動車と同じです。

免許区分と受験資格などの改正概要



新たな免許区分により運転できる自動車の車両総重量と最大積載量

車両総重量 最大積載量	普通 3.5トン未満	準中型 3.5トン以上 7.5トン未満	中 型 7.5トン以上 11トン未満	大 型 11トン以上
普通 2トン未満	普通免許	5トン	8トン	
準中型 2トン以上 4.5トン未満	3トン (※1)	準中型免許		
中 型 4.5トン以上 6.5トン未満	5トン	(※2)	中型免許	
大 型 6.5トン以上				大型免許

乗車定員が11人以上の自動車は中型自動車または大型自動車、30人以上の自動車は大型自動車となり、車両総重量、最大積載量、乗車定員が一つでも異なる自動車の区分の基準に当てはまる場合は、より大型の自動車に区分されます。

改正後に取得する普通免許で運転できる自動車の範囲は改正前より狭まりますが、改正前に取得した運転免許で運転できる自動車の区分は改正後も変わりません。

(※1) 5トン限定準中型免許…平成19年6月2日～平成29年3月11日に普通免許を取得した方が運転できる自動車の区分です。

(※2) 8トン限定中型免許…平成19年6月1日以前に普通免許を取得した方が運転できる自動車の区分です。ただし、乗車定員が11人以上の自動車を運転することはできません。

第二種免許は改正後も従来どおり普通、中型、大型の3区分です。

準中型の旅客自動車を旅客運送のために運転する場合は、中型第二種免許が必要です。